

第3回光市議会報告会 議会に対する市民からの質問と回答

■議会報告会に関すること

【質問】

- 前2回の報告会より今回は出席市民が少なかったが、その原因は？
- 地域別の開催についてもよろしくお願ひしたい。

【回答】

第3回市議会報告会は光市民ホール1箇所で開催したところです。また開催にあたり地域行事との日程重複がありました。今後の開催にあたっては、多くの市民の皆様が幅広く参加できるよう、地域別開催や休日開催など多様なスタイルを検討します。

【質問】

- 市議会報告が分かりにくい。資料に基づいて説明してほしい。資料内容が不足しているのであれば追加すべき。
- 質問時間3分オーバーのチャイムを、もっと役立てて会をリードして欲しかった。
- 当日の会場来場者から意見を聞く時間が、もう少しあっても良かったと思う。

【回答】

ご指摘のあった点を改善しながら、市議会報告会を継続してまいります。

【質問】

- 新しい選挙後の報告会ぐらひは、立候補時のマニフェストを18名で発表してはいかが？ 投票率をUPするためには良いと思う。

【回答】

市議会報告会は、市議会として市民の皆様と意見を交換する場であるため、個人のマニフェストの発表は困難です。

【質問】

- このような会は、行政と議会が一緒になってやるのが良いのではないだろうか？ 市議会だけでは対応が半端になってしまう。
- 質問に対する回答が前向きでないとされた。もっと誠心誠意に向き合っほしい。
- 市民の意見・提言に対する議員の回答が市の執行部の答弁のようである。議員としての思いを語ってほしい。

【回答】

行政が行う市政報告会と、市民の代表である市議会が行う市議会報告会とは、それぞれの役割が異なるため、別々に開催しております。市議会報告会におきましては、行政の執行に関する質問について即答できないこともございますが、頂いた意見や提言をしっかりと受け止めまして、議会活動を進めてまいります。

【質問】

- 質疑・要望に対しては、いつまでに回答・報告するとはっきりと言って欲しい。

【回答】

頂いた質疑や要望について整理した上で、市役所執行部への質問や市議会内での検討を行いますので、回答は約3ヶ月後となります。回答は市議会のホームページに掲載するとともに、次回の市議会報告会においてお知らせします。なお議会報告会開催にあたり事前に質問を頂いた方につきましては、回答を送付いたします。

■議会運営に関すること

【質問】

- 各会派が、まとめて質問をしてはどうか？

【回答】

光市議会では、会派による代表質問は行っておりません。代表質問は、ひとつの方法であると認識しておりますが、議員一人一人が質問をする機会を優先しております。

【質問】

- 一般質問をしない議員がいる。16回チャンスがあるのに、1回しか質問しないのは、責任を果たしていない。

【回答】

一般質問は、年4回の定例会で行うことができ、4年間の任期中には16回の機会があります。また、議員としての責任は、一般質問以外の場でも果たすことができると考えています。

【質問】

- 市長が答弁しないのはなぜ？

【回答】

答弁については、市長の答弁参与として部長が答えることができます。必要があれば、市長も答弁を行います。

【質問】

- 執行部の答弁に、時間制限が必要なのか？
- 執行部には時間を考えて答弁するよう、議会運営をしっかりとやってほしい。

【回答】

光市議会では一般質問において、議員の持ち時間を35分以内、それに対する執行部の答弁時間を35分以内としています。効率的な議会運営を行うために一定の時間の制限は必要であると考えています。議員側には質問の要旨は簡潔に、執行部側には明確な回答をするように伝えております。今後も答弁の途中で時間がなくなるようなことがないように執行部に働きかけていきます。

【質問】

- 議場の傍聴席で拍手の一つもできない。議会改革で考えてもらいたい。

【回答】

光市議会傍聴規則の中の傍聴人の守るべき事項として、議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこととあります。議場の秩序を維持していくためにも、静粛に傍聴していただくようお願いいたします。

【質問】

- 行政視察は目的と結果をはっきりせよ。
- 行政視察の会計決算書も明示してあれば良かったと感じる。

【回答】

行政視察については、各常任委員会において協議を行い、目的を定め、行っております。現地へ行き、担当者の説明を聞き、意見交換を行うことにより、知識や議論を深めることができます。結果は、一般質問で取り上げたり、執行部に情報提供を行っております。なお、行政視察の報告書については、ホームページで掲載しています。また、行政視察に係る旅費については、市の旅費規定に基づき、支出を行っております。

【質問】

○県外視察もいいと思うが、光市内の施設も視察してほしい。

【回答】

光市内の施設については、各常任委員会において問題個所などについて協議を行い、担当課の説明を求めたり、現地へ状況の確認を行っております。議員個々においても調査・研究を行っております。今後も、市内の視察について積極的に行ってまいります。

【質問】

○市議会だよりを発刊してほしい。（13市で発刊なしは光市のみ）

【回答】

平成20年8月より、市議会だよりは休刊となっております。紙媒体による広報の発行の必要性、ホームページ等との役割分担など議会からの情報発信については、引き続き協議を重ねていきます。

【質問】

○市立病院の説明会でマスコミの撮影を議会はなぜ禁止にしたのか？事実なら改善を。

【回答】

市立病院の市議会に対する説明会については、今回は撮影をご遠慮していただきました。光市議会において会議、説明会は原則公開であり、撮影については議長の許可を受ければ可能です。

【質問】

○上関原発に関する意見書を改めて決議すべき。

【回答】

平成23年6月議会において、「上関原子力発電所建設計画に関する意見書」を議決し、山口県知事宛てに送付しております。今後も光市議会として国の動向などに注視してまいります。

【質問】

○給食センター建設に「光市行政に係る基本的計画等を議会の議決事件にする条例」が適用されていないのはおかしいのでは？

【回答】

「光市行政に係る基本的計画等を議会の議決事件にする条例」の施行は平成24年4月1日からであり、給食センターの建設に係る「光市学校給食施設整備基

本構想」が示されたのは、平成23年5月です。条例施行前に示されておりませんので、条例の適用にはなっておりません。しかし、議会においては、一般質問、委員会において、多くの質疑、議論が交わされています。

■市議会議員に関すること

【質問】

○議員定数(18名)が、法定定数より少ないのでは？

【回答】

平成23年の自治法の一部改正により、法定上限数が撤廃され、それぞれの自治体において議員定数を条例により自由に定めることができるようになりました。光市議会においては、平成21年より議会改革研究会を設置し、議員定数についても議論を重ねてきました。

平成22年12月議会に、議員提出により定数を4名削減し18名にする議案が議決されました。平成23年3月には、議会議員報酬を半額にする議案が出され、議論されましたが、否決されました。定数削減により、市民の皆様の意見が議会に反映されなくなったということにならないように、今後ともしっかりと努めてまいります。

【質問】

○現行の議会の委員会について2委員会は少ない。4委員会で充実化を図ろう。

【回答】

平成24年の改選前までは議員定数22名で、1委員会7名から8名による3常任委員会体制でした。改選後の平成24年11月より議員定数18名となりましたので、委員会審査の一層の充実を図り積極的な議会活動を行うため、1委員会に必要な委員数を確保し、1委員会9名による2常任委員会体制としたものです。

【質問】

○市議会の会派が多い。1会派は4名以上という仕組みをつくったらどうか？

【回答】

会派とは、議会において議員諸氏が自分たちの考えを最も効果的に市政に反映させるための所属政党や主義・主張を同じくする議員の集まりであることから、4名以上と限定することは難しいものと考えます。光市議会では会派制を採用し、所属議員2人以上をもって組織する団体を会派としており、現在6会派で

構成されています。

【質問】

- 議員たちは、議員報酬に見合った仕事をしているか？
- 市職員・議員の給料は決して高くない。

【回答】

市議会議員の議員報酬は、他市の人口規模や財政規模等との比較に基づく妥当性を鑑み、光市特別職報酬等審議会という第三者機関からなる市長の附属機関で審議、決定されています。議員は、本会議や委員会への出席や視察などの議会活動のほかに、議会活動に関連して、調査研究、市民の皆様への議会報告、住民である市民意思の把握のための活動など、多岐にわたっています。今後とも、社会経済情勢の変化をしっかりと見据えながら、透明性と活力ある市議会を目指し、市民の皆様の視点に立ったまちづくりの推進をしていくなど、責任ある議会活動を行ってまいります。

【質問】

- 市民から色々と意見が出されるが、いい意見があれば議員が共同で提出議案として当局に提出して実現をさせる努力までして欲しい。

【回答】

議員提出議案が少なく、中でも政策提言の議員提出議案が少ないことは、全国の地方議会においても課題となっています。議会からの政策提言という意味から、光市議会では、議員が共同して提出した市行政の基本的な計画等を議会の議決の対象とする条例案を全会一致で可決しました。議員提出議案は、徐々にではありますが、増えつつあります。

【質問】

- 議員は地域住民の代弁者という自覚をお願いしたい。
- 議員自体が各地区の現状を理解していない様に見受けられる。もっと現場に出て現状の確認と市民との対話の機会を持った方がいい。

【回答】

私たち議員は、市民から選ばれた公職者として、自ら研鑽に努めるとともに、公益のために行動しなければなりません。今後も、地域の代弁者として、市民の意思の反映を図るため、より多くの市民との対話の機会を設けるよう努めていきます。地域に出向いての市議会報告会を開催し、積極的な対話の機会を設けました。市議会や市政全般に対するたくさんのご意見を頂き、現地・現場の確認も含め、今後の市議会での議論や政策提言につなげてまいります。

【質問】

- 県道などの要望については、地元のみに任せるのではなく、議会は共同歩調を取って欲しい。(現場に議員が同行するなど)
- 県の責任にせず、地域を含めて一緒に話し合いに行ってやろうという気持ちが欲しい。

【回答】

市議会議員は、市民の代弁者として、市民要望や意思を市政に反映させるため、18名の議員で構成されています。県道など、市民の皆様に密接に関係しているものは、市から県等に対して、強く要請していくなど、議会が共同歩調を取れるよう努力してまいります。

市民の皆様の要望については、すべてが実現できるものではないかもしれませんが、市から県等の窓口に要請するなど、地域の方々と共に解決していく努力は、惜しまず続けてまいります。